

「解体撤去実施マニュアル」の改訂（案）

1. 概要

2025 年 5 月の技術部会において、「先行工事の目的等に関する事項」及び「解体撤去に伴う事故・トラブル等に対する事項」、「建屋建材の PCB 封じ込め試験」について審議・承認いただいた。また 2025 年 11 月の技術部会では、「高濃度 PCB 付着レベル解体撤去物の事業所間移動」について審議・承認いただいた。これらの内容を「解体撤去実施マニュアル」に盛り込んだ改訂を行い、公表したいと考えている。今回の事業検討委員会にて審議いただきたい。

2. 「解体撤去実施マニュアル共通編」の改訂内容

（1）先行解体撤去工事の位置づけと対応（第 1 章 2.（2）：13 頁）

先行解体撤去工事の位置づけを明確化し、そのための実施手順や留意点はプラント設備の解体撤去と同様とし、本マニュアルの内容に従って実施することとした。

（2）石綿含有建材への対応（第 1 章 4.（1）③：19 頁）

北九州事業所において、レベル 3 相当の石綿含有建材（塗料及び接着剤）が確認された旨を大気汚染防止法に係る部分に追記した。

（3）タンク等の液抜き・洗浄作業の実施に当たっての注意点（第 2 章 2.（2）：26 頁）

北九州事業所や豊田事業所において、設備の洗浄作業中に洗浄液の漏洩が発生したことを踏まえて、洗浄手続きについて記載を充実した。

（4）高濃度 PCB 付着レベル解体撤去物の事業所間移動の実施要件（第 10 章 1.：88 頁）

事業所間移動を行って処理できる要件を記載した。

高濃度 PCB 付着レベルの解体撤去物の事業所間移動による処理が実施できるのは、以下の要件を満たす場合であって、かつ両事業所の地元自治体、事業部会、監視委員会及び環境省の了承が得られたときである。

- 1)高濃度レベルの解体撤去物の PCB 汚染状態や形状等から事業所内での処理に相当の時間を要することで解体撤去工程に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 2)移送先の事業所の施設を活用することによって当該解体撤去物を円滑に処理できる。
- 3)移送先の事業所の解体撤去工程に影響を与えない量である。

（5）解体撤去物の適正処理に当たっての留意点（第 10 章 1.：89 頁）

北海道事業所において、解体撤去物のうち洗浄設備で処理し、払い出した有価物から低濃度 PCB 洗浄液が漏洩した事案を受けて、解体撤去物が洗浄設備での処理に適している形状になるように加工を行うこと、解体撤去物を払い出すときには残液の状況を確認することなどを追記した。

3. 資料集の主な改訂内容

(1) 関係法令、要綱、ガイドライン等（第1章Ⅰ：5～8頁）

「関係法令、要綱、ガイドライン等」を最新情報に差し替えた。

(2) 先行解体撤去工事の要件・工事例（第2章Ⅲ：30頁）

東京事業所における先行解体撤去工事の5要件と選定した設備を例示した。

(3) 建屋建材のPCB封じ込め試験（第5章2）：65～67頁）

建築部材を対象に、解体工事着手基準を超過した条件での封じ込め工法の実証試験を行い、鉄骨梁、ALC壁のいずれにおいてもエポキシ系封じ込め剤を1回塗布することで12か月間、拭き取り試験で該当性判断基準($0.1 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$)以下であることを示した。

(4) 高濃度PCB付着レベル解体撤去物の事業所間移動（第10章Ⅲ）：110～115頁）

高濃度PCB付着レベルの解体撤去物を、豊田事業所から大阪事業所に事業所間移動を行った一連の実施内容を資料集に追加した。

添付資料

- ・別紙1「解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第4版（案）」
- ・別紙2「解体撤去実施マニュアル共通編 資料集 改訂第4版（案）」
- ・別紙3「豊田事業所で生じた高濃度PCB付着レベルの解体撤去物の大阪事業所への運搬・処分について」（令和7年11月17日技術部会 資料3）